

特定非営利活動法人 クジラ食文化を守る会 定款（一部を除く）

第1章 総則

（名称）

第1条 本法人は、特定非営利活動法人 クジラ食文化を守る会 という。

（事務所）

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都小平市花小金井5丁目36番34号に置く。

2 本法人は、前項のほか、従たる事務所を神奈川県足柄下郡真鶴町岩114番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本法人は、クジラ食文化の保全、発展に関する活動を通じて、日本古来の食文化を守り、日本国民が豊かな食文化を継承することを目指し、非営利団体として公益の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- （1）社会教育の推進を図る事業
- （2）まちづくりの推進を図る事業
- （3）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- （4）国際協力の活動
- （5）経済活動の活性化を図る事業
- （6）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）特定非営利活動に係わる事業
 - ① クジラ食文化等に関する講演会及び試食会
 - ② クジラ食文化等に関する出版、インターネット等による情報等の提供事業
 - ③ クジラ食文化等に関するマイスター資格の認定基準の策定、公開及び認定事業
 - ④ クジラ食文化に関する国際交流事業
 - ⑤ 飲食店、調理師学校等への講師の派遣、及びクジラを使用した物産品等の企画、助言
 - ⑥ その他本法人の目的を達成するために必要な事業
- （2）その他の事業
 - ① 物品販売事業
 - 2 前項第2号に掲げる事業は、第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は、第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 本法人の目的・事業に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の目的・事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 本法人の正会員及び賛助会員になるための条件は特に定めないものとする。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 正会員及び賛助会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又は本法人の定款に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は本法人の目的に反する行為をしたとき

第4章 役員

(種別及び定款)

第13条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、総会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。
- 6 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) 本法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項に関わらず、監事に関しては、任期の末日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでのその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 5 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補

充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会の決議により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第19条 本法人の会議は、総会及び理事会の二種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 監事の選任及び解任
- (5) 理事会が総会決議事項とした事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分1以上から会議の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 正会員の表決権は、平等なものとする。

2 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には次の事項を記載する。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する)

(3) 目的たる事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が署名、または記名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他運営に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分1以上から理事会の目的事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第31条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的たる事項を通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、現存理事の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、この定款で規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決権)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第34条、第35条、第37条第2項第2号、適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることがで

きない。

附 則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	小 泉 武 夫
副理事長	豊 田 洋
理 事	梅 崎 義 人
理 事	大 西 睦 子
理 事	川 島 明 子
理 事	高 山 武 弘
理 事	中 島 圭 一
理 事	日 野 浩 二
理 事	和 仁 皓 明
監 事	川 井 敏 正

3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本法人が成立した日から平成26年5月31日までとする。

4 本法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 本法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 本法人の設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 個人 5,000 円
- 団体 10,000 円 (一口)
- (2) 賛助会員 個人 3,000 円 (一口)
- 団体 10,000 円 (一口)

※入会金は無償とする。